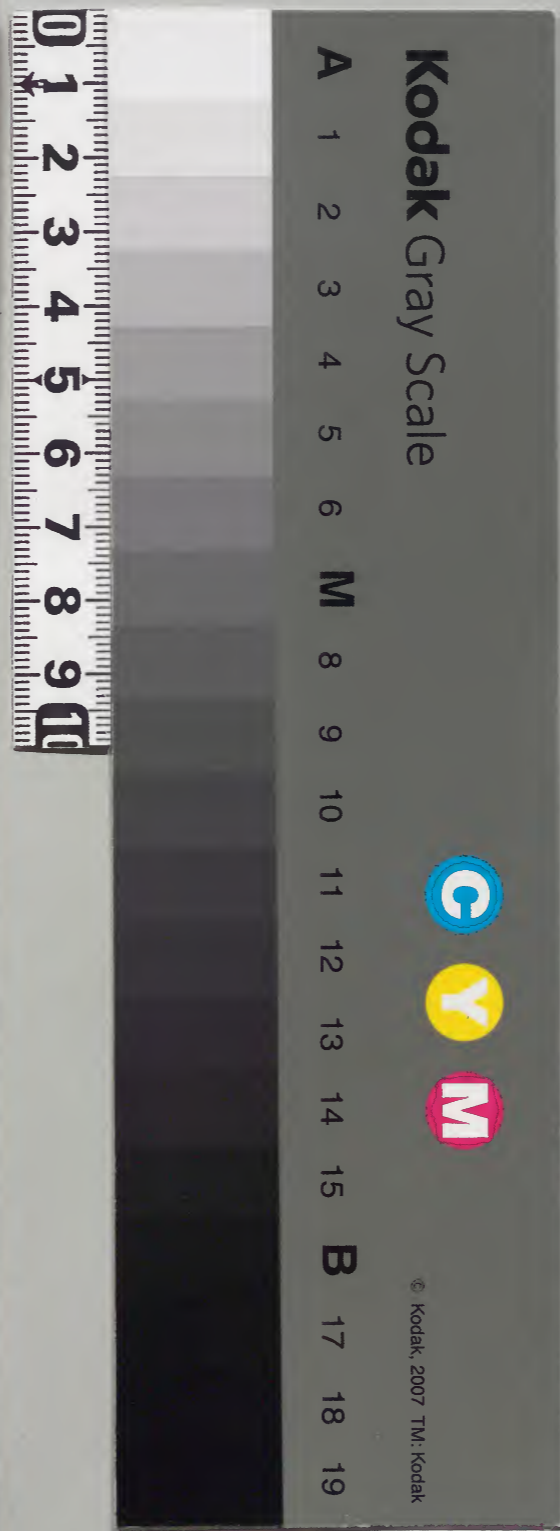


輿車圖考

| | |
|-------|---|
| 和書門 | |
| 一七五九四 | 類 |
| 一三〇 | 函 |
| 三九 | 架 |

| | |
|-------|---|
| 和書 | |
| 一七五九四 | 類 |
| 一三〇 | 函 |
| 三九 | 架 |

| | |
|------|----------|
| 内閣文庫 | |
| 番號 | 和 17594 |
| 冊數 | 12 (8) |
| 函號 | 117 530 |



裏面記載のない箇所は省略

花廼家文庫

淺草六庫

八葉車

飭抄云八葉付小八葉大八葉五緒長物見極位人大臣
乘之而近代多采用不可然云

賀茂祭日辨已下車

保元二四十一御襖權右中辨惟方五位藏人左衛門權佐車不切

物見

仁安三四十五右少辨重方車小八葉外記史無物

見

保元四々十一頭右中辨雅教朝臣車八葉物見如

例赤鞆黒牛

嘉保二四十二有信問答江納言

車用八葉蘧蔭而文依有例頗大八寸許如何予曰
八葉文大小更不可有異儀時範為六位檢非違使
之時繪蘧蔭是經宰相議所為也凡無便宜於八葉
大小者殊可無其差別又車物見不可開是先例也
予為廷尉之時奉御襖前駟之日兼房朝臣為見物
陳云所感事二所傾事二所感事二者一者容貌是
為廷尉一者車尤可如此物不開所傾事二者一者府
隨身帶鷲尾胡錄文切可負鷹羽胡錄也一者冠巾子
頗高云是一院藏人左將監為李所傳語也

嘉保二四十七御襖

右衛門權佐時靴車

八葉網代打立不開物見
黑鞞伊飛比遣繩

蛙抄云八葉車上下男女真俗相通褻時用之箱

如

網代大八葉棟表見上下袖表皆例網代青地

物見長物見儀也木切物見儀也內外黑漆有蟹甲長物見時

同下立板如例漆金物內方皆無差外方上下一向無之

下張彩紙無薄簾中納言參代等大臣大將五緒大

下簾青未濃見半堅固儀欵其外不懸之疊大臣大將

大中納言參議已下鞞太榻大臣黃金物大將散

小文高麗有引懸筵鞞大臣黃金物大將散

參議等黑金遣繩白布二打也長巾綱半准用綱代

物同毛車

車時車款雨皮同上殿上人已下令兼用者雨皮付不打
有職抄云八葉土御門大納言ノ抄曰大八葉五緒
長物見ハ極位ノ人大臣是ニ兼ル然ルニ近代多
ク兼用ス不可然事也ト云々或抄ニ曰院ノ御車
ノ文内ハ大八葉袖ハ唐草上ハ白是暗ノ時ノ御
車也又大八葉ノ長物見褻時ノ御車也ト云々親
王長物見ノ小八葉一ノ人上ハ白袖ハ牡丹内ハ
嫡子ハ大八葉次々ハ小八葉也是暗ノ儀ナリ又
大八葉ノ切物見褻ノ時ノ車也ト云々又淺官外
記史等ノ輩モ小八葉ヲ用ル也但下輩ハ物見ヲ

切サル事也

院 建保四年四月十四日加茂祭院密々御見物
八葉車ニ兼御貞永二年七月十七日上皇太改入
道川東ノ水閣ニ御幸八葉ニ兼御貞和四年十二
月廿日新院初テ八葉車ニ兼御
撰家 正和三年閏三月九日光明照院殿下院參
ニ大八葉ノ車ヲ用ニ同四年二月十四日東宮初
テ蹴鞠ノ時閑白八葉ノ車ヲ用ヒレナリ永享十
年二月五日後福照院吉田社ノ參詣ニ八葉車ヲ
用ニ寶徳四年三月四日將軍家花項花遊覧ノ時

大深金剛院八葉ノ車ヲ用ユ長祿二年六月十一日將軍家著陣ノ習礼ニ大深金剛院八葉ノ車ヲ用ユ

將軍家 建久元年十一月八日鎌倉右大將賴朝上洛ノ後初テノ參内ノ時細代ノ大八葉ノ車ヲ用ヒラル嘉禎四年二月廿三日七条將軍賴經上洛ノ後初テノ參内ニ八葉ノ車ヲ用ヒラル康曆三年正月十三日鹿苑院准后時一位大將ニテ恒例參内始ニ此車ヲ用ヒラル永享二年十二月十一日普廣院將軍千時一位大將ニテ新造ノ室町

ノ亭ニ移徙ノ時此車ヲ用ヒラレシ也文安六年三月十一日普廣院將軍新造ノ亭ノ移徙 八葉ノ車ヲ用ヒラル

諸家 貞和二年十一月九日夙雅集竟宴ノ内中園相國前左大臣ニテ八葉ノ長物見ノ車ヲ用ユ物見ヲ開テ藍草ノ五緒ノ小簾ヲ掛ル内方ニ掛ル也同三年二月晦日上皇天龍寺ニ臨幸ノ日同相國八葉ノ車ヲ用ヒシナリ嘉吉三年四月廿六日洞院ノ右大將拜賀ニ八葉ノ車ヲ用ユ宝徳二年七月五日將軍家直衣始ノ參内ノ供奉ニ花山

院中納言八葉ヲ用ニ但納代ニアラスト云々同
時三余中納言侍從宰相等八葉ノ車ヲ用ニ

實豊卿口傳聞書云七葉八葉ノ車下ハ矢ヲ通

所ノ外カハニアル平ク九キ木也土地ニ付カ葉

ハツアルヲ八葉ノ車ト謂也とるよるるといふ

云々

玉藻云嘉禎三年三月廿七日此日前博陸始被向

左府亭後聞鳥帽子直衣八葉車長物見牛童遣之

同云嘉禎四年三月九日是日撰改女子行始也為

見彼出立相伴女房向一條密儀也中八葉車懸下

簾侍三人也

園太曆云貞和二年十一月九日風雅集出門予車

長物見物見開之懸藍葺五緒小簾内方懸之也不卷之常鞞差繩車副四人遣之警蹕如例也

後深心院關白記云應安四年四月廿七日今日内

覽宣後初令出仕秉燭之程著直衣冠八葉車不懸下簾

牛童遣之

同云應安五年五月二日今日新院御幸法住寺殿

中御車寄權大納言公豊卿衣著布連軒八葉車懸下

簾神木在洛之時如此云々

吉記云安元二年四月廿二日賀茂中宮使車上綱代霞

文中細代雀中八葉物見黑漆畫雀袖外以綠青彩
色色付彩色八葉大袖內寄子色紙形簾如例

山槐記云治養三年正月廿一日今日著直衣用日

來車中八葉切物見
大理乘車也

吉記云養和元年九月廿七日輓車用日來車昇大

辨之後可改八葉否之由雖猶豫諒閣中輒不用新

况於卒尔乎故都護納言頭大辨藏人頭之時用三

八葉雖繪細代難准小八葉猶訪先達退可左右

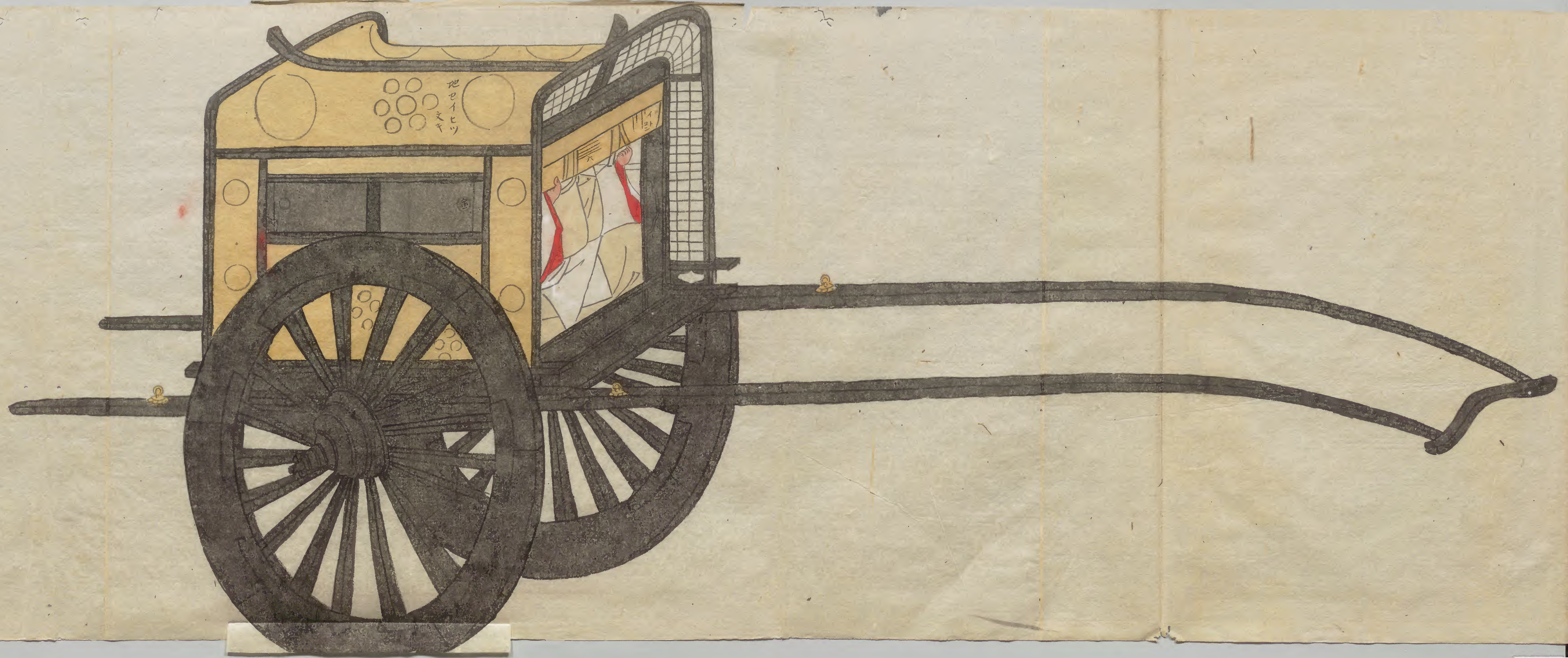
建久五年四月十八日記云賀茂祭中宮使藏人頭

右大辨兼亮宗朝朝臣車三八葉中小八葉例細代

也

此名あるハ文乃大小等ハ如ク
古画子ナリ事ハ詳ク記スル
古画子ナリ事ハ詳ク記スル





地
車
イ
ヒ
ツ
文
マ

小八葉車

門室有職抄云親王長物見小八葉常事也一人
上八白之袖八牡丹中八嬀子八大八葉次之八
小八葉也此晴儀也又大八葉ノ切物見此襲儀也
云々

蛙抄云小八葉車辨少納言外記史廷尉彈正弼等
為儀式官之輩及地下諸大夫等用之

日野一流至大辨猶用小八葉仍當家居辨宮之日
依用被家說延慶二年左大辨參議中將三官令兼
帶給之時被用小八葉但與雲容時相替事有兩條



其一者袖表文有扇各二本如例左大前臣合八本

葉文意解

其二者雨皮付打轅常八無袖文只八殿以

上兩條或依公卿或依羽林所相替也當家辨少將

之時袖文又同之兩皮付不轅

箱如例網代棟ノ表以下各例細代情地葉文片棟二

六袖表名二後左右前長物見黑簾音簾如例四緒疊小

有引鞞黑鞞彈正廷尉不能左右其餘弁少納言兼大弼言之

懸筵赤又弁官時同遣繩白葉所

右依家々之義有區々之說然而今注本旨為我家之

例證非他人之採用而已海人藻芥云大八葉車者

俗中大臣已下公卿僧中僧三以下僧綱用之小八

葉四位五位雲客僧中有職非職等用之紋車家ノ

文網代組付又袖陰書之顯職殿上人兼用鎮職者

內藏頭五位藏人左右兵衛佐等五位等侍車豎縁不打之

有職抄云八葉弁外記史物見ヲ切サハ事保元二

年四月十一日御禊右中辨五位藏人車物見ヲ切

サハ申見ヘ夕リ仁安三年四月十五日同祭右少

辨重方小八葉外記史物見ナシ治承四年四月十

五日祭ノ日少外記中原貞親左大史大江盛景共

二物見ヲ切ス治承四年四月十一日初齋院ニ外

記史車物見ヲ切サル由見ヘタリ蔵人頭ノ車物見ヲ切ト云々

明月記云建永二年四月十六日賀茂祭春宮使亮右

中辨範朝朝臣車小八葉有物見金銅八葉付之例也

同云寛喜二年八月廿一日午時許出中御門西富

小路東見物畧網代車小八葉長物見牛童二

園太曆云文和四年八月廿八日頭右兵衛督教光

朝臣送杖拜賀事余々示之畧中問車袖文中小八葉

五位職事之時如此答頭弁之時ハ如此候歟不兼

辨官之時小八葉如何候やらん不覺ハハハ被

用之条何事俵哉ト覺依

康富記云文安元年四月十八日賀茂祭今日行列

六位外記清原忠種今年乘小八葉車但有立縁内

宰相明豊朝臣向一条堀川行々列事判官大判事

明世也渡車前之後外記飯宅云々

吉記云安元二年五月廿八日今日着鉢改也中次

右佐光長佐駕車如例不用物見簾懸草

之終ハ廷尉佐の車なり

園太曆云貞和四年五月廿八日彈正少將公興

箱如普通八葉車摺袖并屋形内簀子召之但表物見内外画圖無之金物總前之



出衣

箱内無障子并画圖皆黒漆
 網代屋形上并物見上
 棟融不付之
下小八葉袖窠文

簾四緒淺黄編糸淺黄
無段莒蒲草無之
 半帖小文
高礼

古画よりて此圖を採りて

子八年申り事能繪りよぶ



白文〇
ニフ地
糸三

ジセイ
ネイ



出衣

雅亮将衣束抄云々居るはきぬをりてとて御車乃

少老の政の服を
ちんと黄人の車 志うらむまをぬをりてとて御車乃

こゝち一きこす此らうに相ふとをきく わすれ
地を

つ程のまをれつふや持てゆのあしひをきく あしひ
をきく

とそし此ありいす おし
をきく ちをぬくちをりのほり

はちしこくはうよをよこす 車
のた
ちよ
ある
は
う
あ
る のりゆ

るはくろもれ 車
のた
ちよ
ある
は
う
あ
る 乃り

二三寸けり 二
三寸 けり

二三寸 二
三寸 けり

リくかぬくをさいし〜とみの尾のうちう尾也
記寛元四十六於門外税御牛
差廻尾入門日
四寸さうりはるはれをさうり

くまぬりまを 衣のつふの幅の次の幅をゆめり〜
すいしに〜をそり 次の幅は後り〜背縫いあり〜幅なり〜
まねしてよさ〜 粘俵殿元二二一開車前
まねしてよさ〜 方開戸主子洗於車前板洗也

まねしてよさ〜 神のぬいめり〜を横さぬ〜
まねしてよさ〜 平よ押あり〜着のわら〜

まねしてよさ〜 神さ〜
まねしてよさ〜 神さ〜

まねしてよさ〜 神さ〜
まねしてよさ〜 神さ〜

まねしてよさ〜 神さ〜
まねしてよさ〜 神さ〜

まねしてよさ〜 神さ〜
まねしてよさ〜 神さ〜

まねしてよさ〜 神さ〜
まねしてよさ〜 神さ〜

まねしてよさ〜 神さ〜
まねしてよさ〜 神さ〜

まねしてよさ〜 神さ〜
まねしてよさ〜 神さ〜

まねしてよさ〜 神さ〜
まねしてよさ〜 神さ〜

あしきぬて車の袖へつくしにぎらまゝあるふちおとしおもしろ
と背のぬかぬかへはなるとなるととあらうとあまたを表の
うへ車の袖にうきまづくとくるまを画ふしたるをあはれしと新
まぬいめはうちをいかにあはれしくしつむくまやうとあり
か—まぬおれしつしきぬかひつむくのつむくしをうきとあり
このまぬいぬかひしつむくまやうとありまぬかひの袖はうきとあり
まぬかひきぬかひのまぬいぬかひにまぬかひの袖はうきとあり
のちあまうきちうきとありまぬかひの袖はうきとあり
車のうき なるは二人よりまぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり

二人のまぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり
まぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひのまぬいぬかひの袖はうきとあり

たりんハうち人にいふりたたるるまにをさう
きうりう龍のあふよにありはしとありあり

つるをいかにひいひひたふよにいひいひい

お目をつまむといひいひいひいひいひいひい
ニッといひいひいひいひいひいひいひいひい

いひいひいひいひいひいひいひいひいひい

のくらよけういひいひいひいひいひいひい

のまらひのいひいひいひいひいひいひい

いひいひいひいひいひいひいひいひいひい

改のりあこのやあしうきう年中の事の後ひい
依の肩はよとてうきをきり金くちしきりきり

まらひいひいひいひいひいひいひいひいひい

いひいひいひいひいひいひいひいひいひい

糸はひのおりよあしひいひいひいひいひい

あううとあふとあふとあふとあふとあふと

ありをよあしひいひいひいひいひいひいひい

ふたひあふひひいひいひいひいひいひいひい

のいひいひいひいひいひいひいひいひいひい

にりりなうひいひいひいひいひいひいひい

あふ事したむひいひいひいひいひいひいひい

あふ事したむひいひいひいひいひいひいひい

あふ事したむひいひいひいひいひいひいひい

まのうらにきらんを
ふせのふくいを
ほのうにまきのさへいこいおめつるさう
きむかえ平うりに袖行ぬさく
まぬのうにぬけに袖りのまなり 四人のうにさくもまの
定よあくうー二人のうにたまりおさくはさくを能くあろ
一たふなりついの車ふさい相のくる梅のさく
中を能くうけぬなりを申細きれなるさく
あふえまのさくをらんをぬるまーうぬあうーあ
るんー

まのうらにきらんを
ふせのふくいを
ほのうにまきのさへいこいおめつるさう
きむかえ平うりに袖行ぬさく
まぬのうにぬけに袖りのまなり 四人のうにさくもまの
定よあくうー二人のうにたまりおさくはさくを能くあろ
一たふなりついの車ふさい相のくる梅のさく
中を能くうけぬなりを申細きれなるさく
あふえまのさくをらんをぬるまーうぬあうーあ
るんー

まのうらにきらんを
ふせのふくいを
ほのうにまきのさへいこいおめつるさう
きむかえ平うりに袖行ぬさく
まぬのうにぬけに袖りのまなり 四人のうにさくもまの
定よあくうー二人のうにたまりおさくはさくを能くあろ
一たふなりついの車ふさい相のくる梅のさく
中を能くうけぬなりを申細きれなるさく
あふえまのさくをらんをぬるまーうぬあうーあ
るんー

く^{るん}も^り記^れた^まは^しと^もく^らゆ^まは^らく^くハ^女房^つ
ハ^女房^にハ^つき^ぬく^はじ^うち^りふ^り
あ^ふハ^ハ
う^さう^ハハ^女房^はい^りま^あり^あは^いハ^ハ
ま^らり^まぬ^くま^らは^つね^のま^ら

増鏡云文永三年ハ^女房^はい^りま^あり^あは^いハ^ハ
供^さふ^ハハ^女房^はい^りま^あり^あは^いハ^ハ
平^准后^ハい^りま^あり^あは^いハ^ハ
立^不あり^ハハ^女房^はい^りま^あり^あは^いハ^ハ
た^ふハ^ハハ^女房^はい^りま^あり^あは^いハ^ハ

さ^ふ

左^經記^云長^元四^年九^月廿^五日^天暗^午刻^上東^門
院^令參^石清^水給^畧中^殿上^人皆^布衣^畧中^御車^外人^給
三^兩^俗一^尼紅^鈍色^二
長^秋記^云元^永二^年四^月十^五日^中官^行啓^上皇^御見^物

如^例女^房車^十兩^廿人^皆出^菖蒲^衣
同^云大^治四^年正^月九^日攝^政大^相國^長女^從三^位
聖^子入^内云^々中^主人^乘唐^車後^殿上^云々^出皆^紅
衣^件車^本院^唐車^當日^女院^入内^給乘^車也^不乘^輦
車^直乘^之入^給者^件車^後衣^出自^車左^前例^車後^人

乘右方歎後車人女御母氏云々

同云天養元年四月十九日賀茂祭院女房車五兩

下仕車一兩出菅蒲衣紅打衣歎冬表衣二藍唐衣

裳冝件兩物付金紋

台記云久安六年二月九日御車唐御車副六人

白張禮牛童檜皮色上御將衣束白掛十五鶴唐白三

重草衣濃打衣白表著紫青杏赤色唐衣青黃杏地

摺裳御車後女房故伊實紅薄樣五白草衣紅打衣

萌黃表著赤色唐衣白腰裳紅張袴左衛門權佐定

長御後出車二輛云々女房各四人乘之二色六紅

打衣裏歎冬表著蒲萄染唐衣白冝裳紅張袴簾外
持扇扈從三人

愚昧記云仁安二年三月廿三日女御殿女房車三

兩紫衣染五領同打衣松同唐衣歎冬同裳腰御車

後出歎冬白衣

人車記云嘉應元年六月五日建春門內次女房車毛

車十兩各二人乘之表出衣蘇芳草重紅打衣女郎花

袴著

同云嘉應元年十月廿日入夜齋王自大炊御門亭

行啓卜定所畧中出車五兩女房廿人出白衣袖妻等

蘇芳表
著濃袴

玉海云美安二年七月廿一日今日撰改若君被參

女院余依物忌不指出其儀以傳說聞之唐車出紅

車副六人濃打衣上下出車五兩女郎花衣

同云建久七年三月二日着直衣烏帽淺黃內大臣

來烏帽直衣綾先寄出車車對北毒也能李三兩皆

乘之冬出衣如恒柳櫻五領紅草衣紅打衣花款一車

左中將親能朝臣二車左少將成家朝臣三車侍從

賴房等也車副衛府二人着布衣相副之次半物二

人歎冬白五領青草於門外乘車非藏人康業車也

一人雜仕二人雜仕薄前木箱三領紅草衣朽葉清

仍被免錄家不可混諸家小女二人蘇芳草衣已上

乘侍車自采路參上不行列路次也次東屋寢南面

寄女房車庇青下簾下家司內府立屏風几帳等此

間新大納言三位中將等大納言冠直來臨在面上

達部座方々女房車紫薄樣九領白合單二重織物

車後出衣二色六領紅草衣紅御堂御前同車故內

家右大臣姬也純色白織物掛十領

明月記云建仁二年正月廿日院御出車資季女房

出純色衣有裏淺黃等類

同云寛喜二年二月廿三日此中宮女房車二両立
相門御棧敷之西雅繼朝臣車紫木白通忠之車白

紅白

世俗淺深秘抄云糸毛車ニハ尻ニ衣ヲ不出間々
出之然而失礼也

台記云久安六年正月廿二日庚子降雨及晚得晴

午刻計參御前頃之渡御女御中歸東三奈中次女

御乘車三位謂夫人候其後依為絲毛

同云久安六年正月廿八日丙午晴是日三位蒙輦

車宣旨退出中次三位衆輦坊門殿乘其後右大將

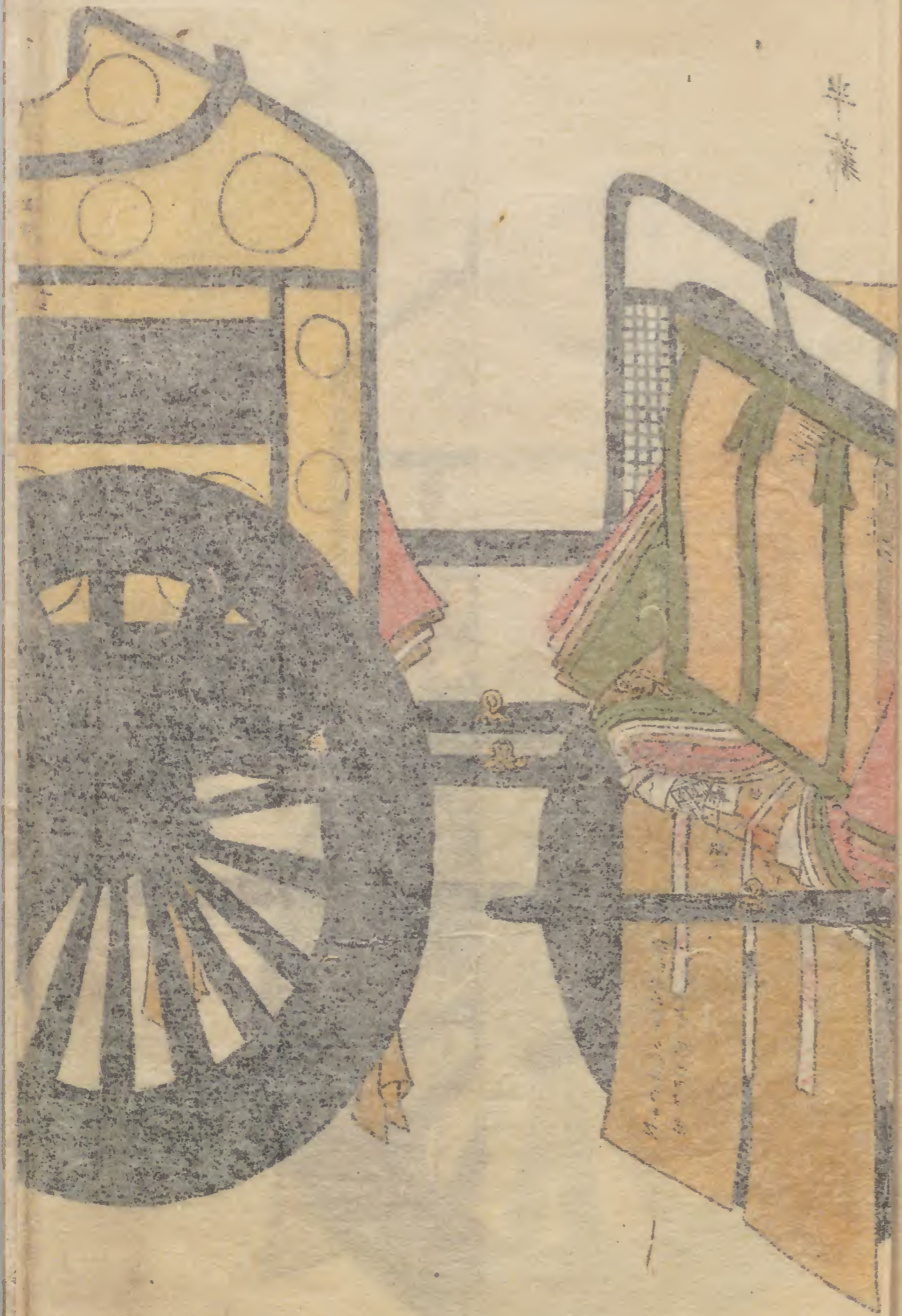
依非糸
毛也

御一きぬいしんりきくおとをわすれおとん

おふらうれく抄よらうを中島を渡りおふら

おらうらうくハ長所清ら良及いよのりおの流る也

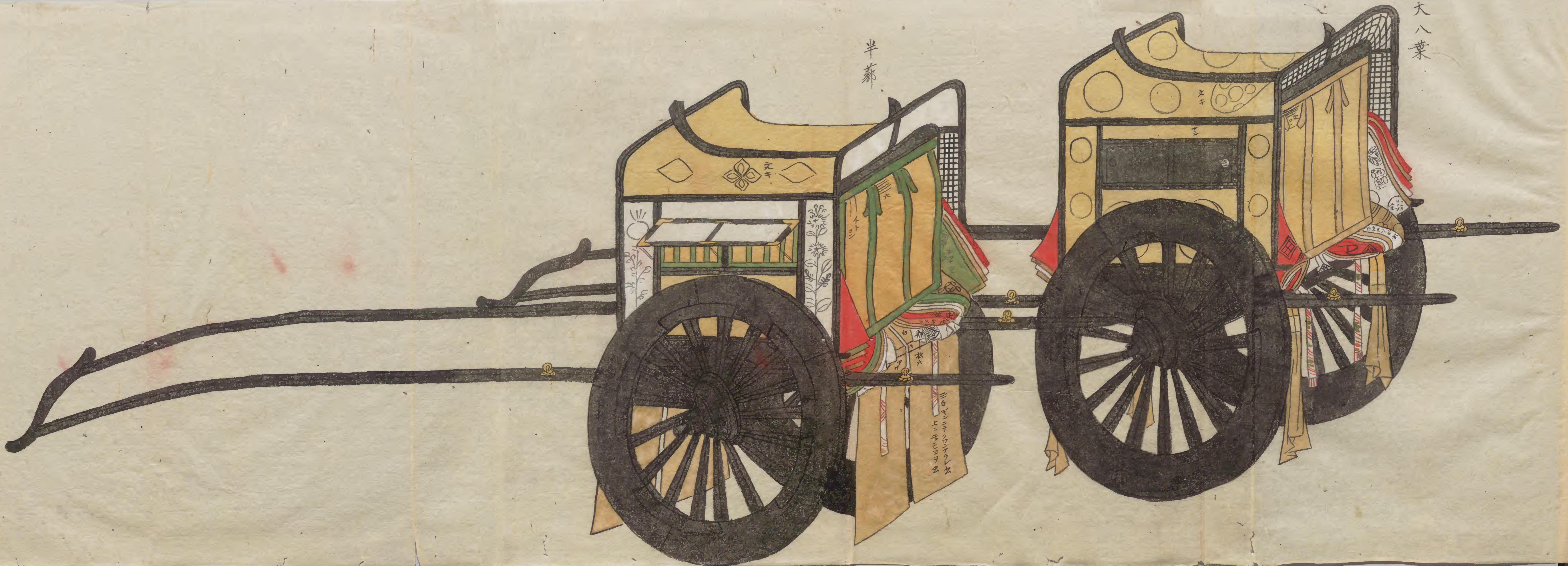
よらうとくしんりてしんり



半
鐘

大八葉

半藪



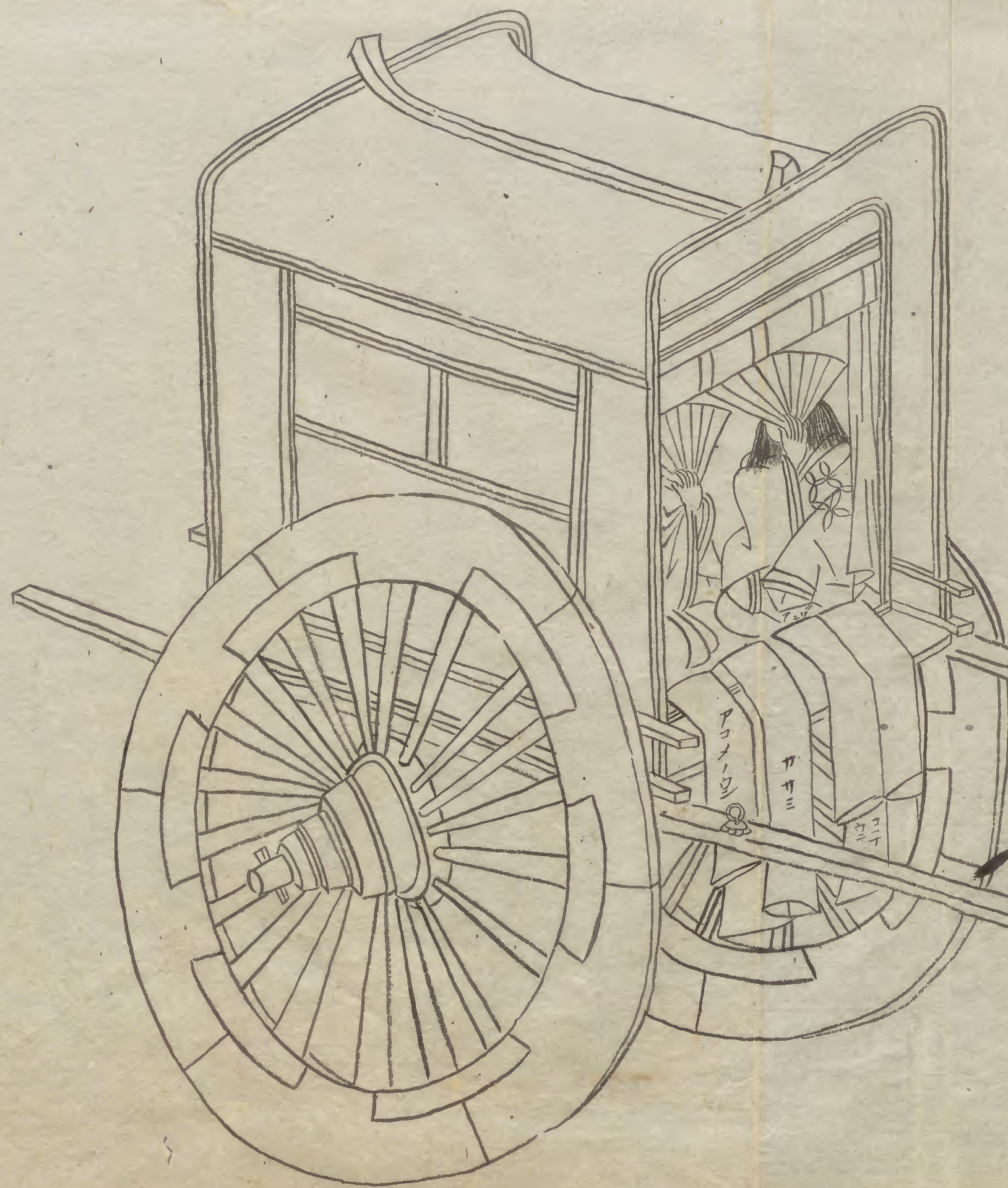
三白
上二
年七
ヨヲ
名

白
朱
包
大
花
金

白
新
松
六

文
千

文
千



大八葉





